

第 3 期川辺町障がい者計画・
第 5 期川辺町障がい福祉計画・
第 1 期川辺町障がい児福祉計画

2018（平成 30）年 3 月
川辺町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令等改正の動き.....	2
3 計画の性格等.....	5
4 計画の対象等.....	5
5 計画の期間.....	6
第2章 障がい者等の現状	7
1 川辺町の障がい者を取り巻く現状.....	7
2 障がい者計画等策定のための意識調査結果.....	10
3 川辺町の障がい者を取り巻く課題.....	22
第3章 基本目標と基本方針	24
1 基本目標.....	24
2 基本方針.....	25
3 施策の体系.....	28
第4章 障がい者計画	29
1 自立支援・地域生活支援の基盤整備.....	29
2 保健・医療施策の充実.....	32
3 保育・教育の推進.....	34
4 雇用・就労の促進.....	38
5 社会参加の基盤づくり.....	39
6 防犯・防災体制の確立.....	42
7 住民相互の助け合いの推進.....	44
8 安心して快適に暮らせるまちづくり.....	46
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	49
1 国の基本指針.....	49
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標.....	52
3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保策.....	55
4 地域生活支援事業の方策.....	60
5 障がい児福祉サービス等の見込量と方策.....	66
6 子ども・子育て支援.....	67

第6章 計画の推進体制	68
1 関係機関との連携	68
2 目標値の確認と進捗管理	68
参考資料	69
1 川辺町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	69
2 用語説明	70

1 計画策定の背景と趣旨

障害福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、2003（平成 15）年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障がい福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障がい福祉サービスの一層の推進を図るため、2006（平成 18）年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、2013（平成 25）年 4 月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として改正された。

2016（平成 28）年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行された。同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児の支援の二一ズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも 2018（平成 30）年 4 月から施行される。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制を計画的に整備することが重要視されています。

本町においても、「第 2 期川辺町障がい者計画・第 4 期川辺町障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

こうした障がい者施策の動向や福祉二一ズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「川辺町第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

2007（平成 19）年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、2014（平成 26）年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、2011（平成 23）年に障害者基本法の一部が改正され、障害のある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

2006（平成 18）年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障害のある人及び障害のある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

2012（平成 24）年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障害についても対象となることの明確化、相談支援の充実、障害児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

2012（平成 24）年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障害のある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、2016（平成 28）年の同法改正により、2018（平成 30）年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

2012（平成 24）年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が 2013（平成 25）年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障害のある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、2018（平成 30）年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

2013（平成 25）年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害のある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障害のある人への差別を解消するため、2013（平成 25）年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、2016（平成 28）年 4 月に施行されました。

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

2013（平成 25）年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、2016（平成 28）年度から雇用分野における障害のある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、2018（平成 30）年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

2016（平成 28）年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

2016（平成 28）年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

3 計画の性格等

(1) 計画の性格

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者等の人権を保障し、障がい福祉施策を円滑に実施するために、取り組むべき課題を明確にするとともに、目標年度である2020（平成32）年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

4 計画の対象等

(1) 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

(2) 障がい者の定義

本計画では障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、同様の定義とします。

(3) 関連計画との調和

本計画は、本町の上位計画である「総合計画」や「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

5 計画の期間

「川辺町第3期障がい者計画」は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間を計画期間とします。「川辺町第5期障がい福祉計画（3か年計画）」及び「川辺町第1期障がい児福祉計画（3か年計画）」との策定期間を併せることにより「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の整合性を取りやすくするものです。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

1 川辺町の障がい者を取り巻く現状

障がいのある人が必ず障がい者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いると推察されますが、町が把握できている手帳所持者は、以下のとおりです。

(1) 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者の推移をみると、2013（平成 25）年から横ばいとなっており、2017（平成 29）年では 472 人となっています。等級別にみると、最も程度の重い 1 級で 2013（平成 25）年から増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 132 人で全体の約 3 割を占めています。

部位別の推移をみると、内部障がいでは 2013（平成 25）年から増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 135 人となっています。また、肢体不自由が最も多く、全体の半数以上を占めています。

身体障がい者手帳所持者の等級別推移

(単位：人)

区分	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
1 級	123	124	130	130	132
2 級	84	82	76	75	71
3 級	103	102	103	108	101
4 級	101	107	111	103	106
5 級	41	39	38	39	39
6 級	22	24	27	24	23
合計	474	478	485	479	472

(各年 3 月末現在)

身体障がいの部位別推移

(単位：人)

区分	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
肢体不自由	268	270	275	272	262
視覚	32	31	30	31	31
音声・言語	5	4	3	3	3
聴覚・平衡	42	43	45	44	41
内部障がい	127	130	132	129	135
合計	474	478	485	479	472

(各年 3 月末現在)

(2) 知的障がい者

知的障がい者手帳所持者の推移をみると依然増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 110 人となっています。等級別にみると、最も程度の軽い B 2 で 2013（平成 25）年から増加しており、2017（平成 29）年では 41 人となっており、全体の約 4 割を占めています。

知的障がい者手帳所持者の等級別推移

（単位：人）

区分	2013 （平成 25）年	2014 （平成 26）年	2015 （平成 27）年	2016 （平成 28）年	2017 （平成 29）年
A	5	4	4	4	3
A 1	12	12	13	15	16
A 2	16	17	19	16	17
B 1	30	30	28	31	33
B 2	29	32	35	36	41
合計	92	95	99	102	110

（各年 3 月末現在）

(3) 精神障がい者

精神障がい者手帳所持者の推移をみると依然増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 67 人となっています。等級別にみると、2 級で 2013（平成 25）年から増加傾向にあり、2017（平成 29）年では 45 人となっており、全体の約 7 割を占めています。

精神障がい者手帳所持者の等級別推移

（単位：人）

区分	2013 （平成 25）年	2014 （平成 26）年	2015 （平成 27）年	2016 （平成 28）年	2017 （平成 29）年
1 級	15	14	17	16	17
2 級	32	44	45	38	45
3 級	8	5	3	6	5
合計	55	63	65	60	67

（各年 3 月末現在）

(4) 自立支援医療(精神通院医療)受給者

自立支援医療受給者の推移をみると、2014（平成 26）年で 96 人と最も多くなっていますが、精神障がい者手帳所持者が増加していることを考慮すると、今後、受給者数の増加は見込まれます。

自立支援医療受給者の推移

(単位：人)

区分	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
受給者数	71	96	92	92	88

(各年 3 月末現在)

(5) 難病医療費等助成受給者

難病医療費等助成受給者の推移をみると、2015（平成 27）年で 68 人と最も多くなっていますが、今後は受給者数の増加は見込まれます。

難病医療費等助成受給者の推移

(単位：人)

区分	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
受給者数	59	63	68	66	64

(各年 3 月末現在)

2 障がい者計画等策定のための意識調査結果

(1) 調査目的

「第3期川辺町障がい者計画」「第5期川辺町障がい福祉計画」の策定にあたり、基礎資料を得る目的で実施したものです。

(2) 調査概要

① 調査対象

川辺町在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者から無作為中出

② 調査期間

2017（平成29）年7月28日から2017（平成29）年8月18日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

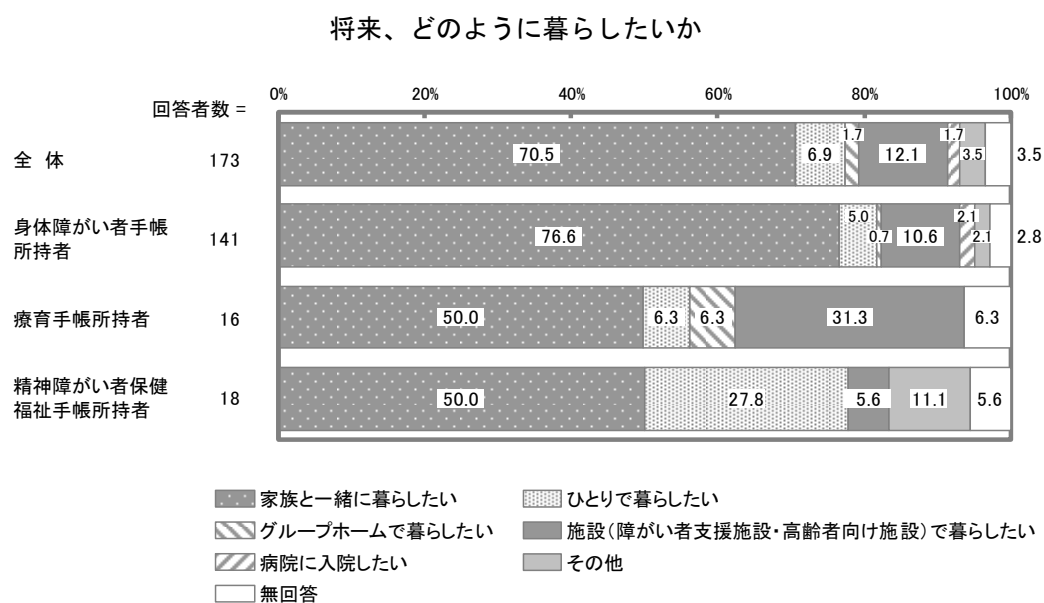
	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者手帳所持者	206通	141通	68.4%
療育手帳所持者	36通	16通	44.4%
精神障がい者保健福祉手帳所持者	58通	18通	31.0%

(3) 主な調査結果

① 将来、どのように暮らしたいか

将来、どのように暮らしたいかについて、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が70.5%と最も高くなっています。

所持手帳別で見ると、療育手帳所持者で「施設（障がい者支援施設・高齢者向け施設）で暮らしたい」の割合が高くなっています。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者で「ひとりで暮らしたい」の割合が高くなっています。

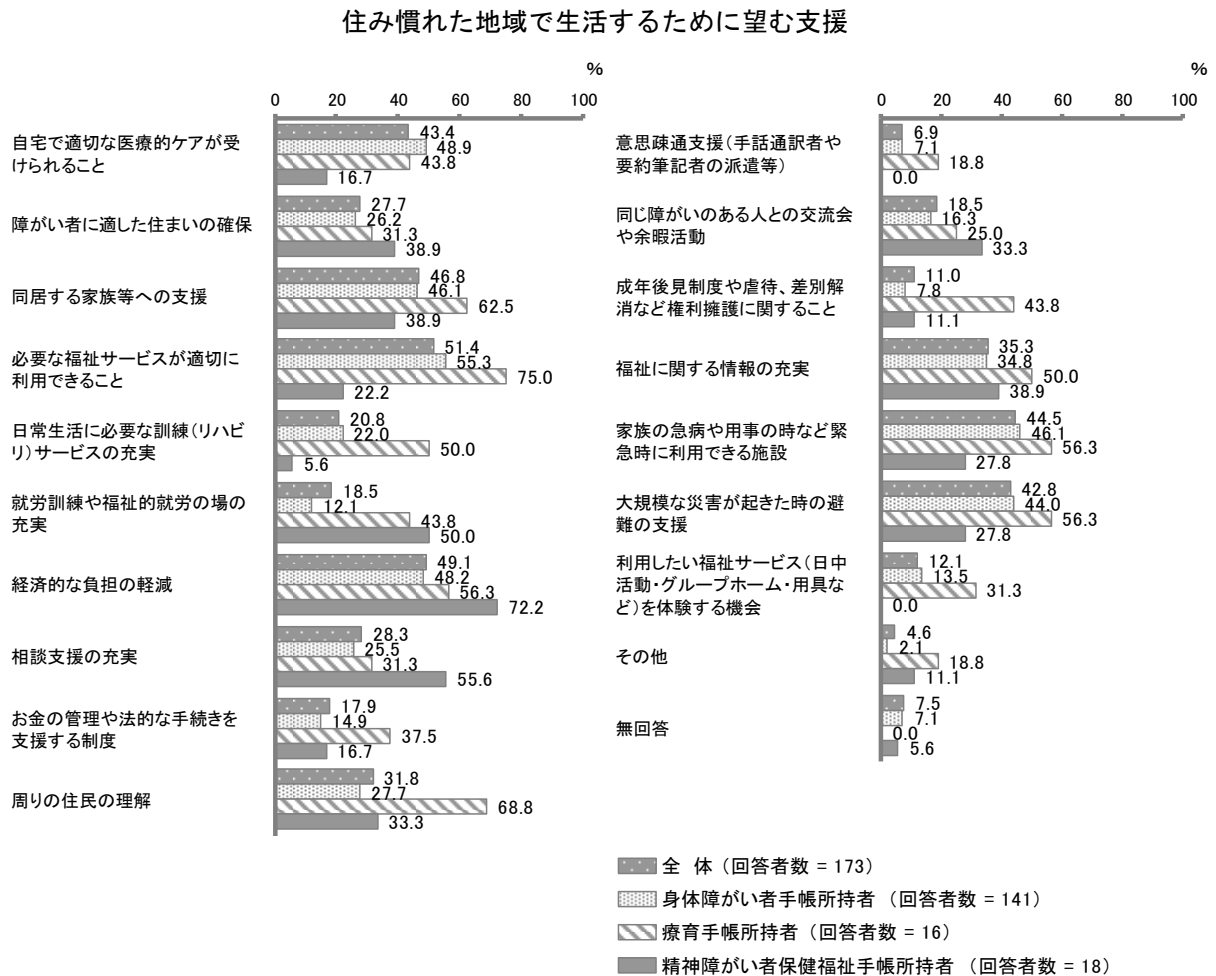


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

② 住み慣れた地域で生活するために望む支援

住み慣れた地域で生活するために望む支援について、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」の割合が51.4%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「必要な福祉サービスが適切に利用できること」「周りの住民の理解」の割合が高くなっています。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者で「経済的な負担の軽減」「相談支援の充実」の割合が高くなっています。



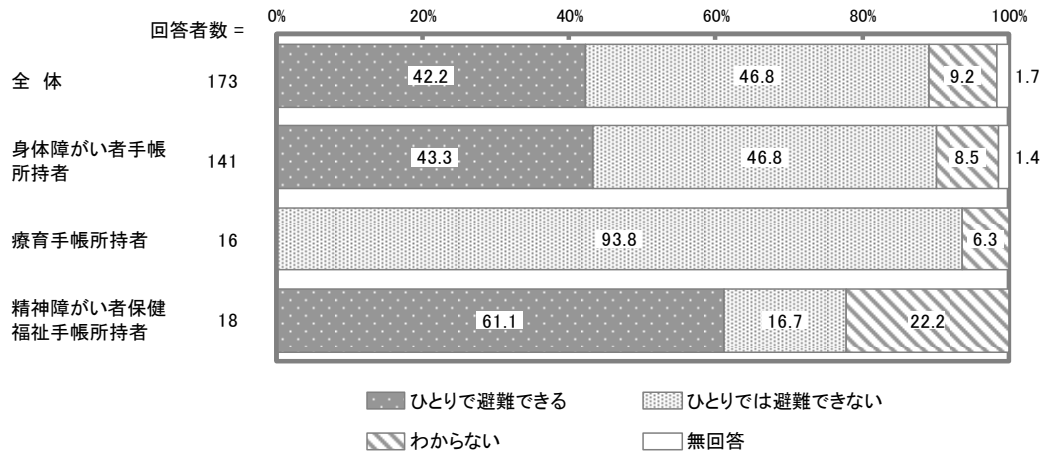
資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

③ 地震など災害が発生したとき、ひとりで避難できるか

地震など災害が発生したとき、ひとりで避難できるかについて、「ひとりで避難できない」の割合が46.8%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「ひとりで避難できない」の割合が高くなっています。

地震など災害が発生したとき、ひとりで避難できるか

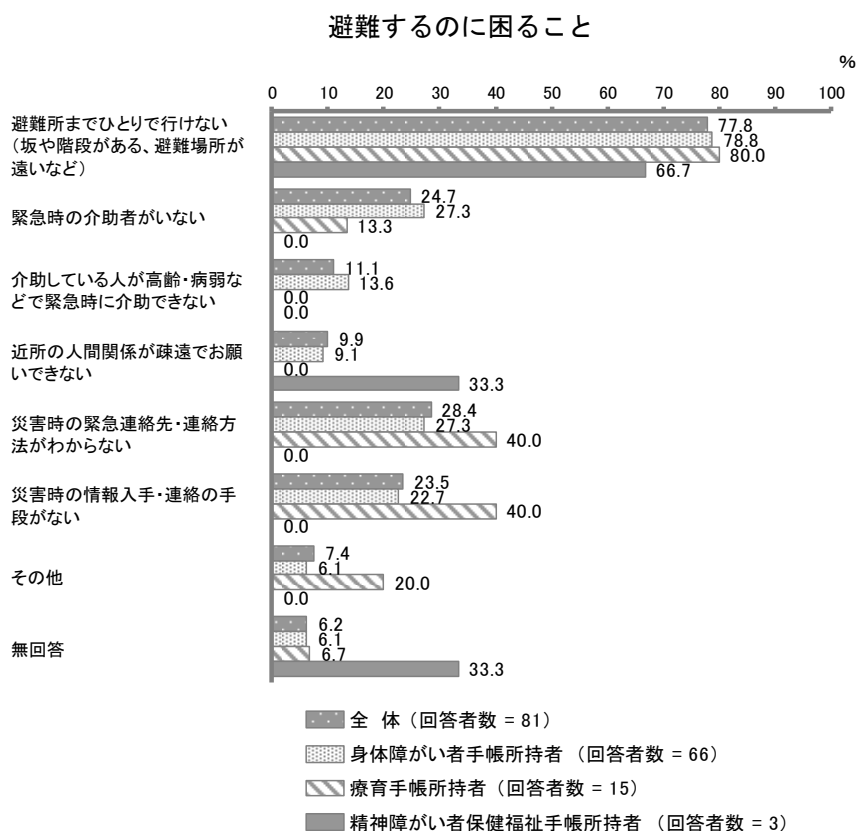


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

④ 避難するのに困ること

避難するのに困ることについて、「避難所までひとりで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が77.8%と最も高く、次いで「災害時の緊急連絡先・連絡方法がわからない」の割合が高くなっています。

所持手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者で「緊急時の介助者がいない」の割合が高くなっています。また、療育手帳所持者で「災害時の緊急連絡先・連絡方法がわからない」「災害時の情報入手・連絡の手段がない」の割合が高くなっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者で「近所の人間関係が疎遠でお願いできない」の割合が高くなっています。

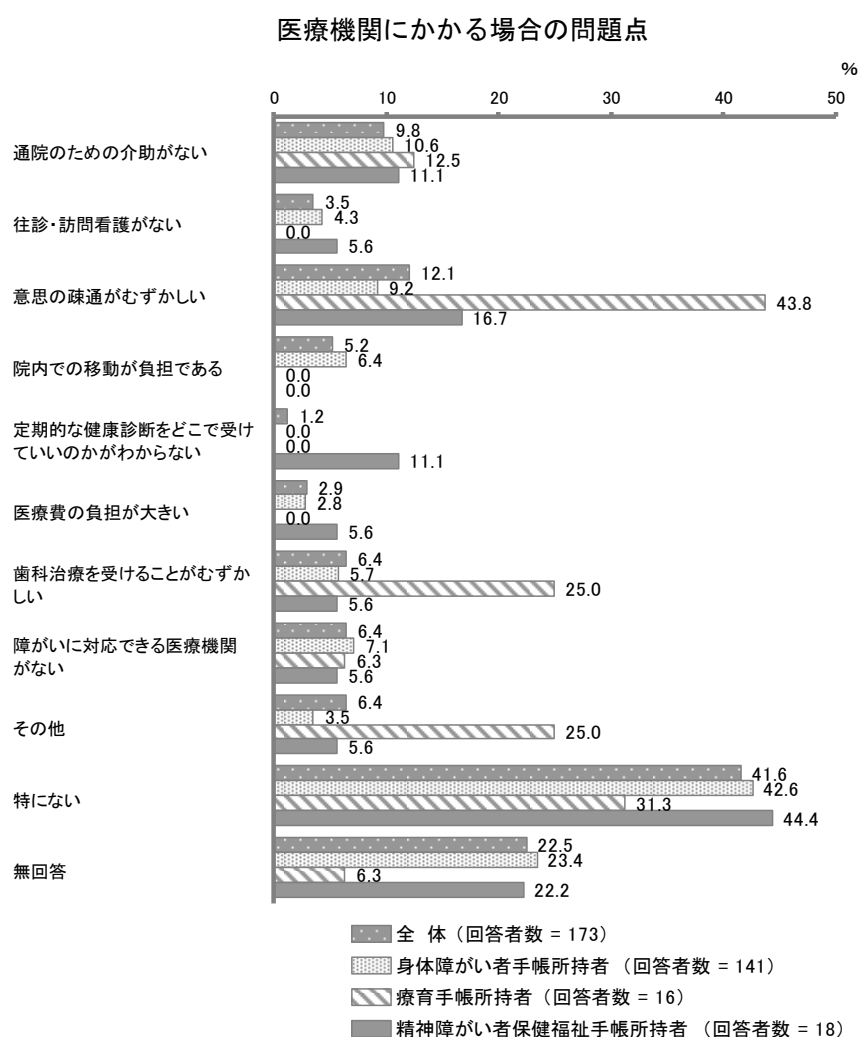


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑤ 医療機関にかかる場合の問題点

医療機関にかかる場合の問題点について、「特にない」の割合が41.6%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「意思の疎通がむずかしい」「歯科治療を受けることがむずかしい」の割合が、精神障がい者保健福祉手帳所持者で「意思の疎通がむずかしい」の割合が高くなっています。

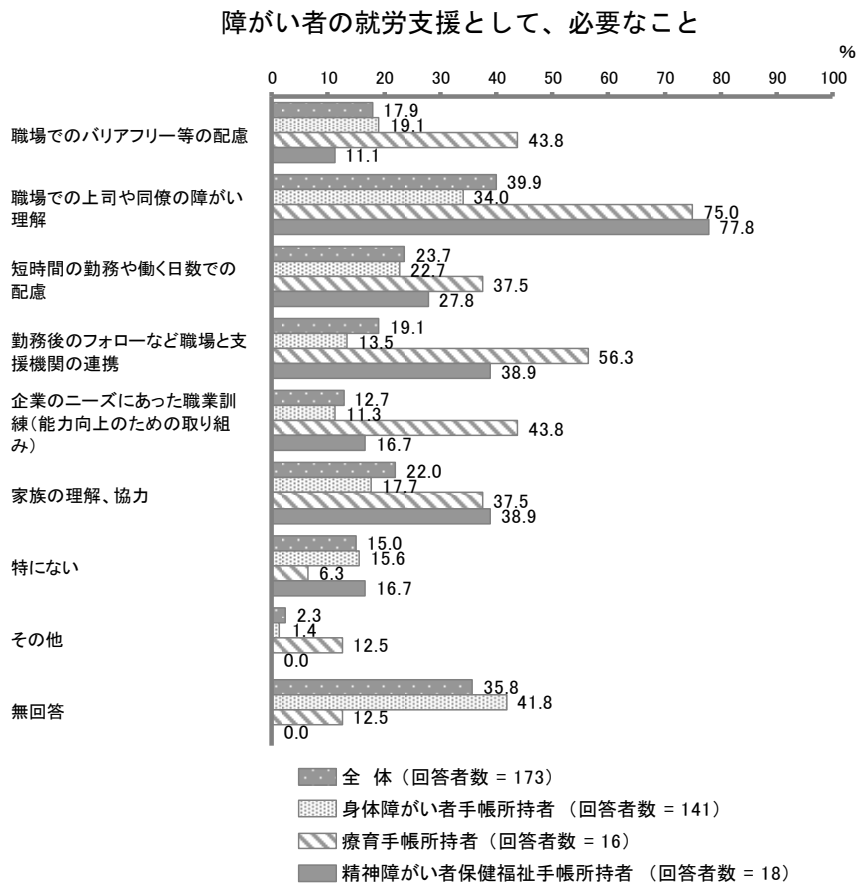


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑥ 障がい者の就労支援として、必要なこと

障がい者の就労支援として、必要なことについて、「職場での上司や同僚の障がい理解」の割合が39.9%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「勤務後のフォローなど職場と支援機関の連携」「職場でのバリアフリー等の配慮」「企業のニーズにあった職業訓練（能力向上のための取り組み）」の割合が高くなっています。

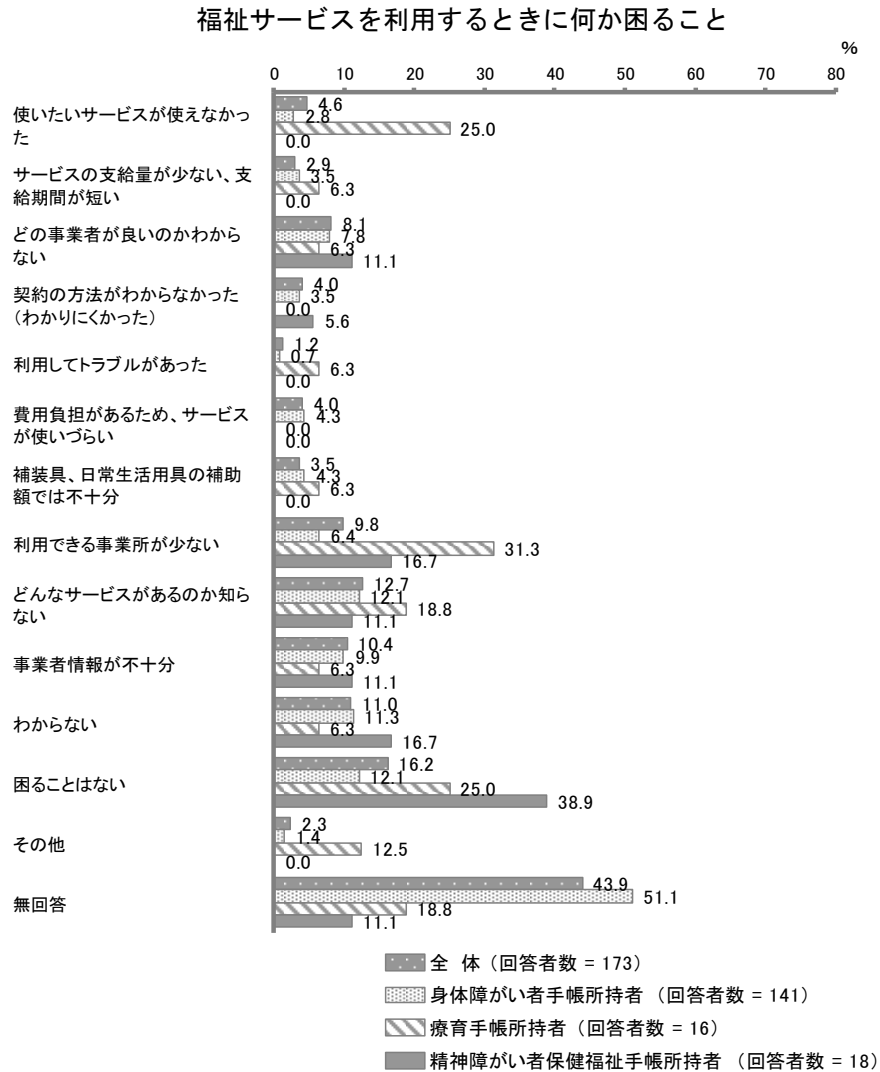


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑦ 福祉サービスを利用するときに何か困ること

福祉サービスを利用するときに何か困ることについて、「困ることはない」の割合が16.2%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「利用できる事業所が少ない」「使いたいサービスが使えなかった」の割合が高くなっています。

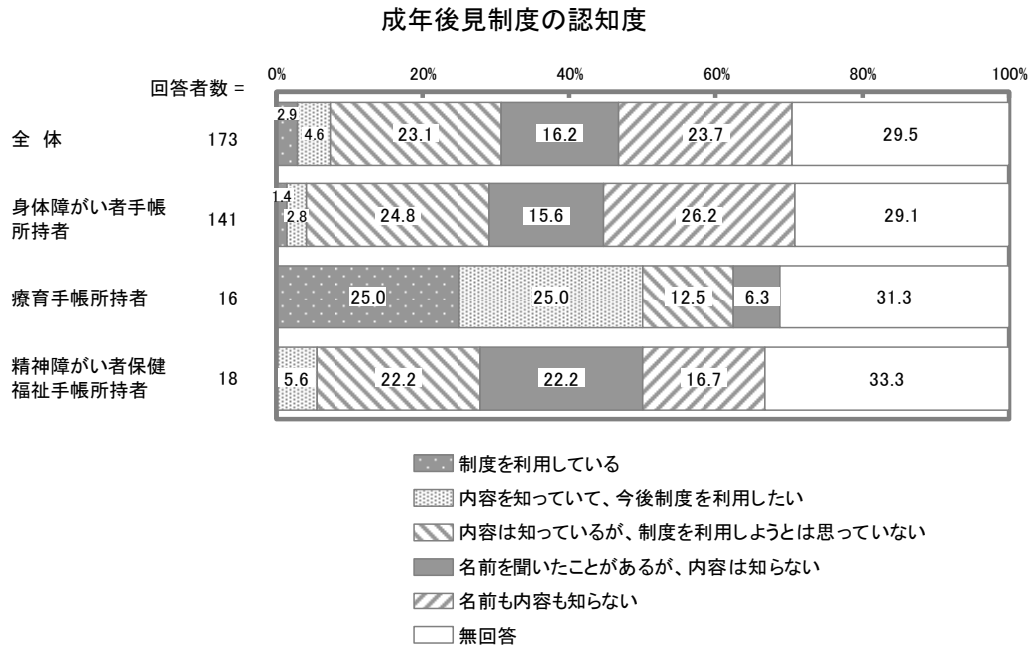


資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑧ 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知らない」の割合が23.7%と最も高くなっています。

所持手帳別で見ると、療育手帳所持者で「制度を利用している」「内容を知っていて、今後制度を利用したい」の割合が高くなっています。



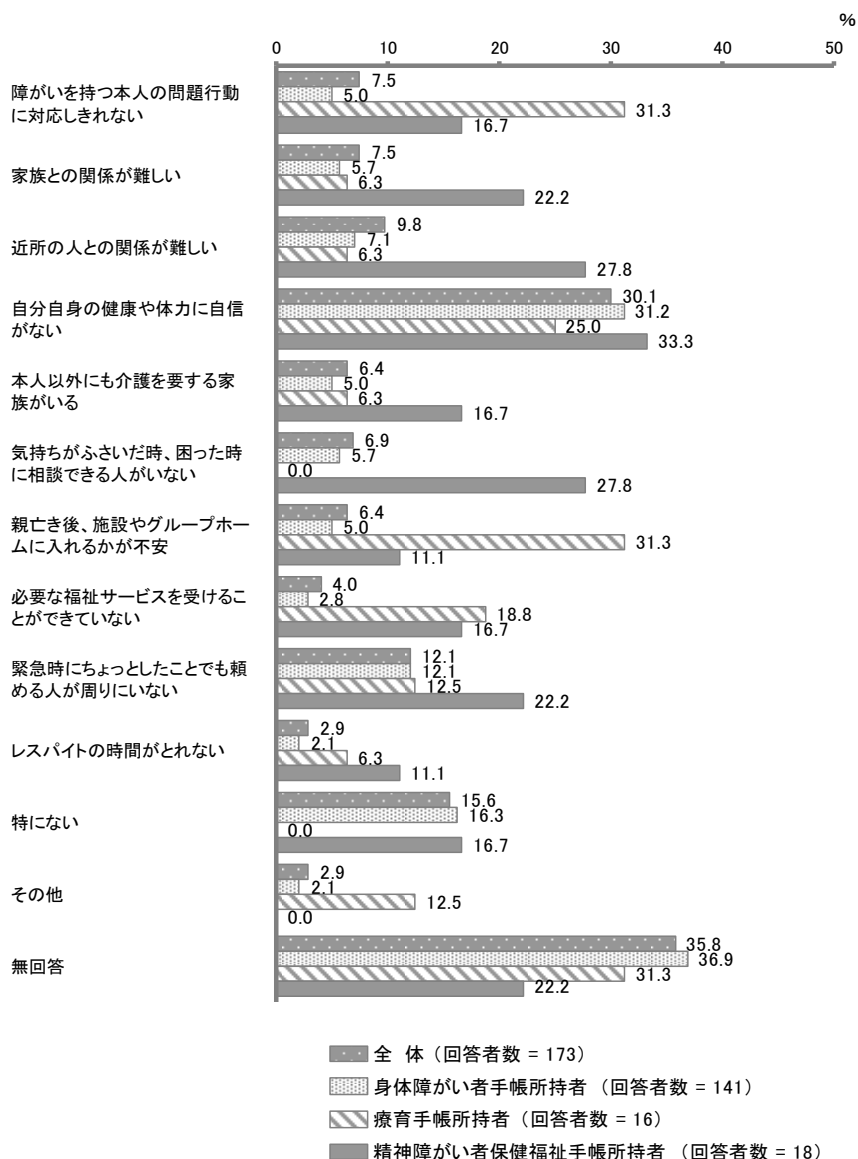
資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑨ 在宅での介護で、困っていることや不安に思っていること

在宅での介護で、困っていることや不安に思っていることについて、「自分自身の健康や体力に自信がない」の割合が30.1%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「障がいを持つ本人の問題行動に対応しきれない」「親亡き後、施設やグループホームに入れるかが不安」の割合が高くなっています。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者で「近所の人との関係が難しい」「気持ちがあふさいだ時、困った時に相談できる人がいない」の割合が高くなっています。

在宅での介護で、困っていることや不安に思っていること



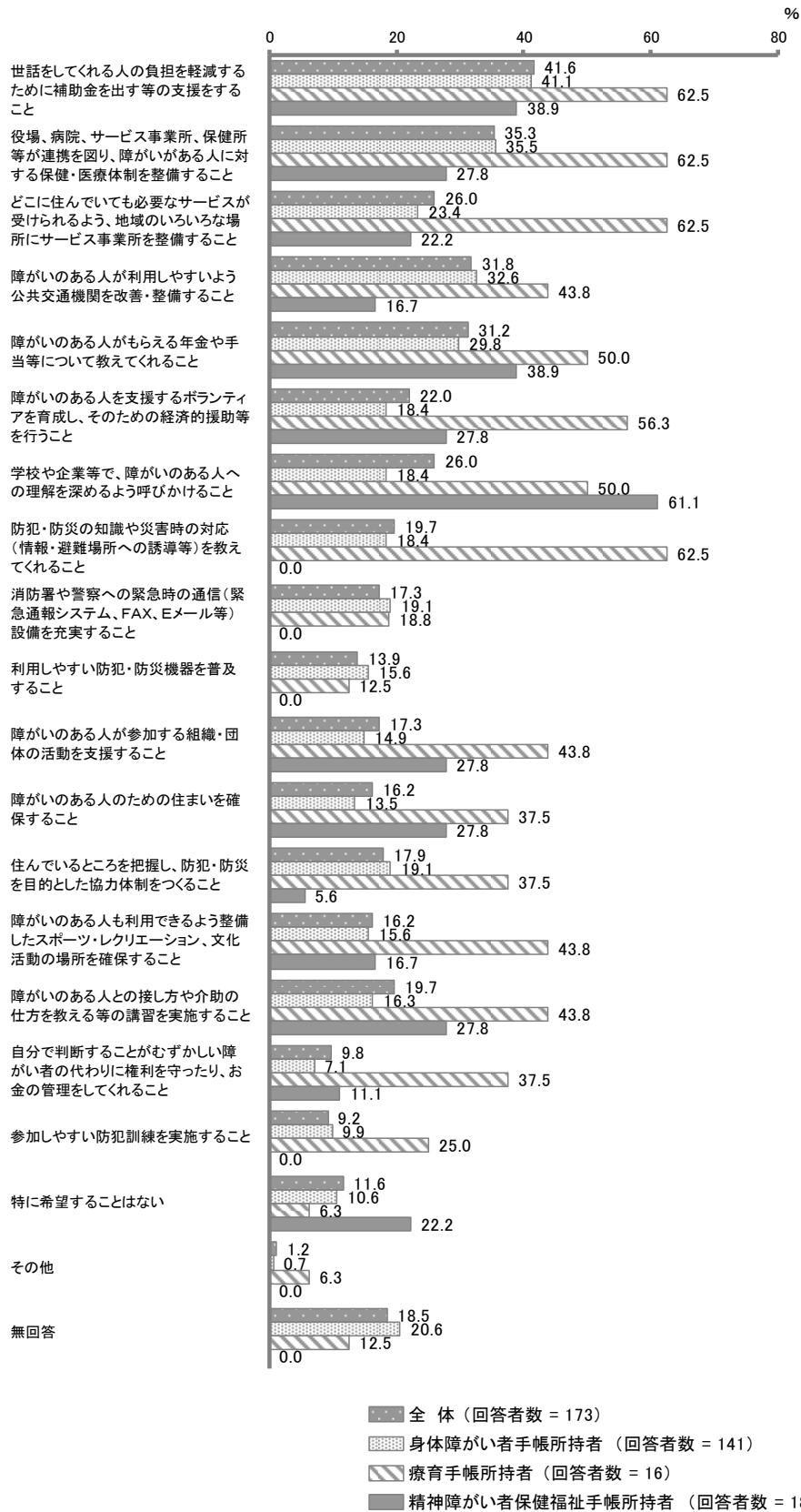
資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

⑩ 行政に対して希望すること

行政に対して希望することについて、「世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出す等の支援をすること」の割合が 41.6%と最も高くなっています。

所持手帳別で見ると、療育手帳所持者で「役場、病院、サービス事業所、保健所等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること」「どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、地域のいろいろな場所にサービス事業所を整備すること」「防犯・防災の知識や災害時の対応（情報・避難場所への誘導等）を教えてくれること」の割合が高くなっています。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者で「学校や企業等で、障がいのある人への理解を深めるよう呼びかけること」の割合が高くなっています。

行政に対して希望すること



資料：「障がい者計画」「障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査

3 川辺町の障がい者を取り巻く課題

社会の動向やアンケート調査結果等から、第3期計画における町の障がい者を取り巻く課題を整理しました。

(1) 障がいに対する理解促進と合理的配慮について

障がい者が住み慣れた地域で生活するために必要な支援として、「周りの住民の理解」の割合が3割となっており、特に療育手帳所持者においては約7割と高くなっています。国においても、障害者差別解消法や障害者虐待防止法が施行されたことも踏まえ、地域のあらゆる場所での障がいへの理解促進、合理的配慮を徹底していくことが必要です。

(2) 多様な福祉ニーズへの対応について

住み慣れた地域で生活するために必要な支援として、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」の割合が5割以上と高くなっています。また、福祉サービスを利用するときに困ることとして、「どんなサービスがあるのか知らない」や「事業者情報が不十分」などの意見が上がっています。今後、地域への移行を踏まえ、障がいや個人の人々の特性に応じた、多様化する福祉ニーズへの継続的な対応が必要です。

(3) 在宅における介護について

将来の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が7割と高くなっています。一方で、在宅での介護で困ることや不安に思っていることとして、「自分自身の健康や体力に自信がない」や「緊急時にちょっとしたことでも頼める人が周りにいない」という意見も上がっています。今後、住み慣れた地域で障がい者が安全に生活していくためにも、家族などの介護者への支援等を充実し、在宅生活を支援していくことが必要です。

(4) 就労支援について

障がい者の就労支援として必要なことは、「職場での上司や同僚の障がい理解」の割合が約4割と高くなっています。職場等における障がい特性への理解や高校卒業後の受け皿などが課題となる中、福祉的就労の機会の充実や就労後の定着に向けた支援等、障がいのある人への就労支援、働きやすい環境づくりが必要です。

(5) 災害時の対応について

災害時にひとりで避難することができない障がい者の割合が約5割となっており、特に知的障がい者では9割以上となっています。また、避難する時に困ることとして、「避難所までひとりでいけない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が高く、「災害時の緊急連絡先・連絡方法がわからない」や「緊急時の介助者がいない」などの意見も上がっています。災害時に地域で助け合いながら避難することのできる支援体制づくりが必要です。

基本目標と基本方針

1 基本目標

川辺町第5次総合計画において、まちの将来像として設定されている「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現のため、福祉・医療・社会保障の分野では「誰もが安心して暮らせるまちづくり」が基本目標として掲げられています。

本計画では総合計画の基本目標及び、障害者基本法に位置づけられている『全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』といった目的も踏まえつつ、前回計画の基本目標である「障がい者が自立し、自己実現を果たせるまちの実現」「すべての人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせるまちの実現」という考え方を継承し、以下のように基本目標を設定します。

基本目標

互いに個性を認め、支え合える
笑顔があふれるまちの実現

2 基本方針

1 自立支援・地域生活支援の基盤整備

障がい者すべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

【主要施策】

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 家族介護者に対する支援の推進

2 保健・医療施策の充実

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がい者が身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの健康について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療施策の充実を図っていきます。

【主要施策】

- ① 保健施策の充実
- ② 心の健康づくり
- ③ 医療体制の確保

3 保育・教育の推進

障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらずともに学ぶ、インクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

【主要施策】

- ① 障がい児支援の基盤整備
- ② 障がいの早期療育
- ③ 障がい児保育の推進
- ④ 障がい児教育の推進

4 雇用・就労の促進

働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障がい特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援を関係機関とともに推進します。

【主要施策】

- ① 一般企業での就業の促進
- ② 就労系サービスの充実

5 社会参加の基盤づくり

障がいのある人が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある人が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

生きがいのある生活を送れるよう、様々な社会活動等に参加することのできる機会や交流の機会を促進していきます。

【主要施策】

- ① 情報提供の充実と情報のバリアフリー化
- ② 外出支援の強化
- ③ 人にやさしい建築物・道路の整備
- ④ スポーツ・レクリエーションの促進
- ⑤ 文化活動の促進

6 防犯・防災体制の確立

障がい者にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。今後も、避難行動に支援を要する障がいのある人とその家族が安心できる避難体制の強化に努めます。また、防犯対策の強化にも努め、障がい者が安心して生活できる環境を整えていきます。

【主要施策】

- ① 災害時支援体制の確立
- ② 防犯体制の充実

7 住民相互の助け合いの推進

地域でともに暮らす障がいのある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う町民意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等のさまざまな機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がい特性への配慮が行き届き、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

【主要施策】

- ① 住民の「福祉の心」の育成
- ② ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり

8 安心して快適に暮らせるまちづくり

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、障がい者の住まいの確保や、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

【主要施策】

- ① 多様な住まい方への支援
- ② 相談支援体制の強化
- ③ 権利擁護体制の確立
- ④ 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上

3 施策の体系

基本目標

基本方針

基本施策

互いに個性を認め、
支え合える
笑顔があふれる
まちの実現

1 自立支援・地域生活
支援の基盤整備

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 地域生活支援事業の充実
- (3) 家族介護者に対する支援の推進

2 保健・医療施策の
充実

- (1) 保健施策の充実
- (2) 心の健康づくり
- (3) 医療体制の確保

3 保育・教育の推進

- (1) 障がい児支援の基盤整備
- (2) 障がいの早期療育
- (3) 障がい児保育の推進
- (4) 障がい児教育の推進

4 雇用・就労の促進

- (1) 一般企業での就業の促進
- (2) 就労系サービスの充実

5 社会参加の基盤
づくり

- (1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化
- (2) 外出支援の強化
- (3) 人にやさしい建築物・道路の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの促進
- (5) 文化活動の促進

6 防犯・防災体制の
確立

- (1) 災害時支援体制の確立
- (2) 防犯体制の充実

7 住民相互の助け合い
の推進

- (1) 住民の「福祉の心」の育成
- (2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり

8 安心して快適に
暮らせるまちづくり

- (1) 多様な住まい方への支援
- (2) 相談支援体制の強化
- (3) 権利擁護体制の確立
- (4) 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上

1 自立支援・地域生活支援の基盤整備

(1) 障がい福祉サービスの充実

方向性

広域と連携しつつサービスの供給量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする障がいのある人を、適正な利用に結びつけていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
居住系サービスの確保と利用の促進	本町内だけでサービス拡充を考えるのではなく、可茂管内の町村や中濃圏域と広域的に連携して整備に努めるとともに、必要なサービス量を確保できるよう図ります。
訪問系サービスの確保とサービス利用の促進	居宅介護サービスの需要は高くなっているため、今後も引き続きホームヘルプの安定した派遣体制と供給の確保を推進します。 サービスの情報提供により利用者拡大につなげるとともに、サービスを受給している人については、サービス利用の経過を見守り、サービス利用量が大幅に増加するようであれば、地域自立支援協議会等の場で供給体制の確保に向けた協議を行います。
日中活動系サービスの確保とサービス利用の促進	日中活動系サービスでは、障がいのある人の機能訓練とともに、日中の居場所づくりとしての役割も果たしています。これらの機能を充実させることにより、障がいのある人の「日中活動の場」を確保し、自立や生きがいづくりを促進します。
サービス等利用計画の作成	相談支援事業所との連携強化や指導の充実により、適正なサービス等利用計画の作成がなされるよう図ります。

(2) 地域生活支援事業の充実

方向性

障がい福祉サービスで対応できない部分まで補完的にサービス提供し、障がいのある人の地域における日常生活を支え、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

具体的施策

具体的施策	内容
コミュニケーション支援事業	聴覚や音声・言語機能等に障がいのある人が、町や聴覚障がい者団体主催の事業へ参加する際、また公的機関や医療機関を利用する際に手話通訳・要約筆記の派遣を行うことで、社会参加の促進につなげます。なお、県の聴覚障がい者団体に委託して実施します。
補装具・日常生活用具給付等事業	障がいのある人の身体的機能を補完・代替する補装具の購入や、修理に要した費用の一部を助成することで、障がいのある人の身体的負担の軽減を図ります。また、重度の障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難である障がいのある人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、障がいのある人の地域生活や社会参加を促進します。
経過的デイサービス事業	在宅で生活している重度身体障がいのある人を対象に、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を提供することで、地域での生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度身体障がいのある人や児童を対象に、訪問入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。
日中一時支援事業	放課後や夏休み等の長期休暇中、活動場所を必要としている障がいのある児童や、見守りが必要な障がいのある児童を預かり、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族の一時的な休息を促進します。
社会参加促進事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の社会参加を促進します。

(3) 家族介護者に対する支援の推進

方向性

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して生活していくために、家族が持続的に介護し続けられるよう、家族介護者に対する支援を充実していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
介護者交流・リフレッシュ事業の開催	社会福祉協議会の主催する「介護者交流・リフレッシュ事業」を継続して開催することで、同じ立場にある家族介護者同士の悩みの共有や、励ましあう関係を築く場を提供し、介護する家族の、心身の負担の軽減を図ります。
介護者教室の開催	介護等の知識・技術の講習、サービスの利用方法、介護者の健康づくりの知識等を提供する教室を必要に応じて開催し、介護者が適切な介護を持続して行えるよう支援します。

2 保健・医療施策の充実

(1) 保健施策の充実

方向性

保健センターを中心として保健施策を提供していくとともに、各種健康づくり事業の情報提供の推進等により、住民の健康に対する意識を高め、障がいの発生及び重症化予防につなげていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
検診・健診による障がいの早期発見	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、特定健康診査、各種検診等を通じて、疾病の早期発見や健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいが発見された場合には速やかに対応し、疾病や障がいの重度化を抑制します。
健康づくりの情報提供の充実	健康診査や各種検診等健康づくり事業についての情報提供や重要性の周知を行うことにより、住民の健康に対する意識を高めます。
健康相談の推進	保健センターで開催される相談会等の活用を支援し、適切な相談支援・情報提供を推進します。
訪問指導の推進	必要に応じて健康に不安のある人に対して訪問指導を行い、健康に対する相談支援を行うとともに、医療機関、福祉部門との連携をもとに解決を図ります。

(2) 心の健康づくり

方向性

自殺の増加にうつ等の精神疾患が関与しているケースも多くなっており、心の健康に対する早期対応を図っていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
心の健康相談やうつ病予防、自殺予防対策の推進	可茂保健所や保健センターと連携し、随時心の健康相談を行い、心の健康相談についての支援体制を確立します。また、心の健康づくりに関する啓発や情報提供等により、うつ病や自殺予防対策を推進します。

(3) 医療体制の確保

方向性

障がいのある人が適切な医療を安心して受けられるよう、医師会や歯科医師会の協力を得ながら、障がいのある人の立場に立った地域医療体制の整備を行っていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
保健・医療・福祉の連携強化	医療機関、社会福祉協議会、保健センター、地域包括支援センター、おおぞら教室等、各種関係機関の連携を強化し、各種健康診査及び検診から治療、リハビリテーション、福祉サービス等の利用までのサービスの切れ目のない提供を図ります。
医療費助成の推進	重度心身障がい者医療助成制度や自立支援医療制度等により、障がいのある人の心身の状態に応じた医療受診を支援します。

3 保育・教育の推進

(1) 障がい児支援の基盤整備

方向性

障がいのある児童を育てる保護者の不安を軽減するような相談支援体制の充実や、増加傾向にある発達障がいのある児童への支援等を通し、障がいのある児童の総合的な支援体制の基盤を整備していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
児童発達支援センターの設置	中核的な障がい児相談支援センターの役割を持つ児童発達支援センターについて、広域と連携しつつ、設置を検討します。
障がい児支援体制の推進	発達障がいを含めた障がいのある子どもたちを早期に発見する相談支援体制と、療育・保育・教育・就労までを一貫して支える障がい児の支援体制の構築を進めます。
児童発達支援事業の推進	児童発達支援を行う「川辺町おおぞら教室」において、発達障がいを含めた障がいのある子どものために、医療機関・こども園（保育所）・学校等の関係機関と連携し、個の特性に応じた療育を行い健やかな発達を促進します。
保護者への支援	支援を必要とする子どもの保護者に対しては、安心して育児ができるよう相談機械の充実や適切な助言を行うよう努めます。また、発達障がいについては、その特性への理解を促し、早期の療育につなげられるよう関係機関と連携し支援します。
サービス利用計画の作成	障害者自立支援法の一部改正を受け、サービス等利用計画の対象者は児童にまで拡大されています。相談支援事業所との連携強化や指導の充実により、適正なサービス等利用計画の作成がなされるよう図ります。

(2) 障がいの早期療育

方向性

障がいのある児童の支援には、保健センターやおおぞら教室、こども園、小・中学校等との連携により、障がいの早期発見、早期療育を推進していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
障がいの早期発見・早期療育の体制強化	保健センター、おおぞら教室、こども園、小・中学校等との連携を強化し、乳幼児健康診断における障がいや発達の遅れの早期発見から、おおぞら教室等での早期療育までを円滑につなげるよう図ります。 また、母子健康手帳の活用を促進し、障がいのある児童の発育について記録をすることで、学校や医療機関の変化により支援に切れ目ができないようにします。

(3) 障がい児保育の推進

方向性

こども園における保育教諭の資質向上や、こども園の施設のバリアフリー化等、ソフト・ハードの両面から体制を整備していきます。また、保護者に対する相談支援の充実により、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

具体的施策

具体的施策	内容
障がい児保育の実施	障がいのある子どもが安全に安心してこども園等で保育が受けられるよう適切な加配保育教諭（保育士）等の配置に努めます。また、保育教諭等の職員には、発達障がいを含めた障がい児への理解を深めるための研修を設け保育資質の向上を図るとともに、おおぞら教室等関係機関との緊密な連携のもとでより良い保育に努めます。
こども園のユニバーサルデザイン化	既存の公立こども園については、障がい児を含むすべての児童が安心して園生活を送れるよう可能なところから順次ユニバーサルデザイン化を進めます。また、民間事業者が保育所等を新設する場合にあっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう促します。
子育て支援	こども園では、障がいのある子どもの保護者からの様々な相談に応じ、安心して子育てができるよう適切な助言に努めます。また、保健センター・おおぞら教室・子育て支援センター・医療機関等との連携をはかりながら保護者に寄り添った子育て支援に努めます。

(4) 障がい児教育の推進

方向性

障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、将来の自立や社会参加のために必要な力が培えるよう一人一人の教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の充実と教育環境の整備を推進していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
教育相談と支援	発達障がいを含めた障がいのある児童生徒が安全に安心して就学できるよう各小中学校において教育相談を行うとともに、スクールカウンセラーを配置し本人や保護者の相談に応じます。また、一人一人の教育的ニーズを適切に把握し、家庭や医療、福祉、保健等の関係機関との連携を図りつつ、保護者との合意形成のもとで支援内容を明確にしていきます。
特別支援教育連携協議会の開催	特別支援教育連携協議会の開催を通じて、教育、医療、保健、福祉、労働等の各分野が連携し、幼児期から就労までの障がいのある児童生徒等への社会的な支援に努めます。
教育支援委員会の開催	教育支援委員会では、児童生徒の一人一人の障がいの状況、教育的ニーズ、本人・保護者や専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、適切な就学先と教育的支援について判断していきます。なお、就学先等の決定は、本人・保護者、学校等との合意形成を経て教育委員会が行います。
個別の教育支援計画の作成	早期からの一貫した支援のために、障がいのある児童生徒等の成長記録や指導内容に関する情報を個別の教育支援計画として、本人・保護者の了解の上で一元化して管理していくとともに、関係機関で共有し、こども園、小学校、中学校へと引き継ぎながらより良い支援のために活用していきます。
特別支援学級・通級による指導	障がいのある児童生徒の状況に応じて、特別支援学級において教育を受けることが適当と認められる場合は、特別支援学級の増設を図るとともにその環境整備に努めます。 また、近年増加傾向にある発達障がい等で、通級による指導が適当と認められる場合には適切な教育が受けられるよう通級指導教室の増設に努めます。
通常学級での指導	通常学級の中で、発達障がいの傾向があるなど個別に配慮が必要な児童生徒には、町支援員を適切に配置するなど、充実した学校生活を送れるよう支援します。
学校のユニバーサルデザイン化	小中学校施設については、障がい児を含むすべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう可能なところから順次ユニバーサルデザイン化を進めます。

具体的施策	内容
教職員資質の向上	教育支援委員会専門部会や校内支援委員会、特別支援コーディネーターの活動を通じて、発達障がいを含めた障がい児への理解を深め、教職員の資質の向上を図るとともに、有識者により研修会、特別支援学校等との交流、校内研究会、研究授業などにより指導力の向上に努めます。
放課後等デイサービス等の充実	障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等の長期休暇を安心して過ごせる居場所として、また、療育の場としての放課後等デイサービスが身近で利用できるよう努めるとともに、放課後児童クラブでの受け入れ体制を確保します。

4 雇用・就労の促進

(1) 一般企業での就労の促進

方向性

職業能力の高い障がいのある人を希望する就労に結びつけるためには、公共職業安定所等の労働関係機関と連携を図り、支援していきます。また、就労後も職業定着が課題となっている面もあるため、事業者側への障がい理解等も含め、就労後の支援を継続的に行っていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
雇用の場の確保と就職支援の推進	公共職業安定所等の労働関係機関との連携により、事業主や障がいのある人に対して情報提供や相談等を行い、障がいのある人の雇用の場の確保と就職を支援します。 また、障害者雇用促進法における法定雇用率の達成に向けて、町内の企業に対して啓発及び働きかけを行います。
就労移行支援・自立訓練の確保と利用の促進	県や中濃圏域の市町村、民間事業者等と調整を図り、就労移行支援や自立訓練の供給体制の確保に努め、その利用を促進します。
障がいのある人の就業定着に向けた支援の推進	一般企業で働いている障がいのある人が、その職場に定着して働くことができるよう、公共職業安定所等と連携して、一般企業で働く障がいのある人やその雇用主に対してジョブコーチや障がい者就労アドバイザーの派遣に努めます。

(2) 就労系サービスの充実

方向性

一般就労が困難な障がいのある人であっても、地域で働き続けることができるよう、就労継続支援等の福祉的就労の場を確保していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
就労継続支援の確保と利用の促進	県や中濃圏域の市町村、民間事業者等と調整を図り、就労継続支援の供給体制の確保に努めます。また、障がいのある人の能力に応じた適切な利用を促進します。

5 社会参加の基盤づくり

(1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化

方向性

様々な情報を障がいのある人が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

具体的施策	内容
点字図書等の貸出	中央公民館図書館には大活字本があり、貸出が可能となっています。今後は、点字図書の購入や県図書館の送付貸出の周知を積極的に行い、点字図書等の貸出の利用促進を図ります。
手話通訳者・要約筆記者の派遣 (再掲)	地域生活支援事業の「コミュニケーション支援」における「手話通訳者・要約筆記者の派遣」により、聴覚障がいのある人の社会参加を支援します。
選挙における配慮	投票所のバリアフリー化や点字投票、投票補助者の配置し障がいのある人でも支障なく選挙が出来る環境を維持します。
多様な手段による情報提供の 推進	町や社会福祉協議会の広報紙、パンフレット等による情報提供のほか、町ホームページ、町防災行政無線での情報提供、民生児童委員や障がい者相談員等による地域の中での相談等を利用した情報提供等、情報提供手段の多様化を図ります。また、多様な情報提供手段について積極的に周知し、障がいのある人が必要に応じた情報を取捨選択できるような環境を整備します。視覚障がいのある人に対しては、点訳や音声による情報提供に努めます。

(2) 外出支援の強化

方向性

各障がい種に合わせた外出支援サービスの充実を図るとともに、本町でも各種外出支援サービスを充実させ、障がいのある人の一層の社会参加の促進につなげていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
移動支援（再掲）	障がいのある人の地域生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人が外出をする際に付き添い、必要な支援を行う移動支援を実施し、その利用を促進します。
同行援護	重度視覚障がいのある人へのサービスである同行援護の実施により、障がいのある人の外出を支援します。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。
重度障がい者社会参加助成事業の推進	現在実施している重度障がい者社会参加助成事業について、引き続き実施することにより、重度障がいのある人の社会参加を促進します。

(3) 人にやさしい建築物・道路の整備

方向性

岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき、改修の際には必要な整備を行うとともに、障がいの有無に関わらず、ユニバーサルデザイン・バリアフリーについて啓発し、普段から意識して行動できるよう図っていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
人にやさしい建築物・道路の整備	町の関係施設や公園、公共交通機関等の公共的施設や道路について、障がいのある人等の参加を得ながら計画的にユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進めていけるよう努めます。
ユニバーサルデザイン・バリアフリーの関する啓発と情報提供の推進	福祉モラル向上のための啓発活動を行うとともに、困っている人をみかけたら声をかける等の町民の福祉教育を行います。また、住民が住居を新築、改築したりする際に、将来を見据えたユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進められるよう、啓発・情報提供・指導を行います。

(4) スポーツ・レクリエーションの促進

方向性

障がいの有無に関わらずスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、活動内容の充実を図ります。また、その中で障がいのある人・障がいのない人の交流の機会を促進し、地域における障がい者理解につなげていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進	町民を対象としたスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人が気軽に参加できる種目を取り入れ、障がいの有無に関わらず誰もが参加できるよう内容の充実を図ります。
スポーツ大会等への参加促進	障がいのある人が気軽にスポーツを楽しめるよう、中濃ブロックや県が開催するスポーツ大会等の情報提供を行い、これらの参加を促進します。

(5) 文化活動の促進

方向性

サロン活動を促進し、より文化活動の機会を提供するとともに、障がいのある人同士の交流を深めていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
参加しやすい文化的活動の推進	文化祭や生涯学習展のような公民館活動、社会教育活動や地域の活動等に障がいのある人が参加しやすい活動メニューを加え、参加機会の拡大に努めます。
サロン交流会の推進	町内で活動するサロン同士が集まり、普段のサロンでの活動を発表する機会を提供することで、障がいのある人同士の交流を図るとともに、障がいのある人とならない人との交流を図ることによりサロン活動の活性化を促進します。

6 防犯・防災体制の確立

(1) 災害時支援体制の確立

方向性

災害時に適切な情報提供ができる環境を整備するとともに、自力での避難が困難である災害時要援護者を日頃から地域の中で把握し、災害時に円滑に支援できる体制を充実していきます。

また、普段の生活の中で、地域住民の障がいのある人に対する理解を深めると同時に、障がい特性に応じた個別的支援を提供していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
災害時要援護者の把握	地域見守りネットワーク事業により障がいのある人の把握を推進するとともに、町内協力事業所や地域住民による支援体制の充実に努めます。また、有事には防災担当課と連携し、迅速に支援の提供を推進します。
福祉避難所の設置	避難所生活において特別な配慮を必要とする障がいのある人が、ニーズに合った個別的な支援を受けられるよう、本町の防災計画との整合性を図り、福祉避難所の増設を検討します。 また、現在の福祉避難所ではどのような人が避難できるのかを事前に調査し、それぞれの特性に合った支援の推進を図ります。
災害ボランティアの育成	災害時、地域において災害時要援護者の避難支援に迅速に対応できるよう、庁内関係各課や社会福祉協議会と連携を取り、災害ボランティアの育成について検討します。 また、町内で災害ボランティアに参加した人の体験談を聞く機会を設定する等、災害ボランティアに対する住民の認識を高めます。
緊急通報体制・情報提供の推進	聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人の消防署への緊急通報手段として、FAX や E メールによる緊急通報の受けつけ体制を整備するとともに、一層の周知を行い、利用を促進します。

(2) 防犯体制の充実

方向性

障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていくためには、犯罪等の被害から身を守るための情報提供や、地域全体で支え合い、見守っていくことのできるまちづくりを進めていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
地域での見守り体制の確立	犯罪に強いまちづくりに向けて、自治会等の近隣住民やボランティア、民生児童委員で、障がいのある人、高齢者、児童等への地域の見守り体制の強化を図ります。
防犯に関する情報提供の推進	障がいのある人や高齢者に対して、町ホームページや広報紙等を利用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、講習会等の開催により、自ら防犯対策に向けた行動が取れるよう意識高揚を図ります。

7 住民相互の助け合いの推進

(1) 住民の「福祉の心」の育成

方向性

地域住民に「福祉の心」を根付かせ、日常的に助け合いができる環境を整備していきます。

また、障がいのある人の生活上の困難を、地域における支え合いにより軽減していただけるようなまちづくりを進めていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
広報等を利用した周知・啓発の促進	町広報紙や社会福祉協議会の広報紙等に障がいのある人の情報等を掲載することで、障がいに対する地域での理解を深めます。
助け合い活動の推進	日頃から地域で声を掛け合う等、お互いの存在を認識できるようにし、地域における障がいのある人の状態等を把握しておくことで、災害発生等の緊急時に地域の方で支援できるようにします。 また、高齢者サロン等を利用して日頃から障がいのある人とない人の交流の機会を持つことで、障がい特性への理解を促進し、外出時に困難を抱えている障がいのある人を誰でも手助けできるような環境づくりを推進します。

(2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり

方向性

ボランティア・NPO活動等の地域全体の福祉の力を高める団体として、その重要性を積極的に周知し、参加者の確保を図っていきます。

また、団体活動の周知を強化し、より充実した活動を持続して行えるよう支援していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
ボランティア・NPO活動の促進	地域での行事の運営等にボランティアの参加を促し、障がいの有無に関わりなく参加できる環境を整備します。また、ボランティア活動を促進することにより、障がいのある人、ない人の交流を図り、障がいに対する関心と理解の向上を図ります。
当事者活動の活性化	社会福祉協議会等と連携して団体への支援を行うことで、団体活動の充実、継続を図ります。また、各種障がい者手帳交付時等を利用して団体活動の積極的な周知を行うことで、新規加入者を確保し、活動促進を図ります。

8 安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 多様な住まい方への支援

方向性

障がいのある人がどこでどう暮らしていくかについて、住まいの場として多様な選択肢を用意するなど、多様な住まい方を支援していくとともに、個々の障がい特性に応じた住宅の改修を進めていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
居住系サービスの供給量の確保と利用の促進（再掲）	可茂管内の町村や中濃圏域と広域的に連携して整備に努めるとともに、必要なサービス量を確保できるよう努めます。 また、障害者自立支援法の改正を受け、地域移行をさらに促進するためのグループホーム・ケアホーム家賃助成を推進します。
公営住宅への優先入居	障がいのある人や高齢者で、入居要件に該当する人に対し、公営住宅への入居を優先します。
日常生活用具給付等事業による住宅改修	重度の下肢・体幹機能障がいのある人等を対象に、日常生活用具給付等事業内において住宅改修を実施しており、今後も利用促進に努めます。

(2) 相談支援体制の強化

方向性

障がいのある人が必要なときに必要な情報が得られるよう、身近な地域において専門的な相談支援体制を整備していきます。

具体的施策

具体的施策	内容
基幹相談支援センターの設置	広域と連携し、基幹相談支援センターが設置できるよう図ります。
身体障がい者・知的障がい者相談員の活動支援	身体障がい、知的障がいのある人に対し、必要な指導、助言をする障がい者相談員の活動を支援します。また、県が実施する研修会等への参加を促進することにより、障がい者相談員の資質向上を図ります。
地域自立支援協議会の充実	障がい福祉施策に関わる関係機関等による地域自立支援協議会において、地域の障がいのある人の状況を正確に把握し、困難事例等の協議や調整、サービス供給体制の確保に向けた協議を行います。また、各関係機関の交流や情報交換の場としても活用し、連携強化を図ります。

(3) 権利擁護体制の確立

方向性

障がいのある人への虐待防止を推進するため、住民への幅広い周知や、事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための仕組みを整備していきます。

また、障がいのある人の権利を守る各種制度の周知が不足しているという問題もあることから、積極的にこれらの制度を周知し、円滑な利用に結びつけていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
障害者虐待防止法の周知	「障害者虐待防止法」の趣旨について、住民や障がい福祉に関わる事業所等へ周知し、虐待防止についての意識醸成を図ることで、地域における虐待の早期発見・早期対応につなげます。 また、「障害者虐待防止法」に定められる障がい者虐待の通報義務等の周知徹底を図り、障がいのある人の虐待防止体制を整備します。
権利擁護に関する各種制度の周知と利用の促進	知的・精神障がいのある人や、認知症高齢者等、判断能力が不十分である人たちの権利擁護を図るため、成年後見制度や、社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業等の周知を図ります。 また、相談等により利用の支援を行い、円滑な制度利用につなげます。

(4) 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上

方向性

必要な職員の確保に努めるとともに、研修機会の確保等により、障がい福祉に関わる職員の資質向上を推進していき、障がいのある人がどこの事業所を利用しても質の高いサービスを受けられるようにしていきます。

具体的施策

具体的施策	内容
関係職員の研修機会の拡充	関係職員等の研修機会を拡充するとともに、県主催の研修にも参加を促進することにより、職員の障がい福祉に対する理解の一層の促進を図ります。
サービス事業者との連携推進	地域自立支援協議会の場を活用し、町とサービス事業者が一体となってサービスの質の向上に取り組めるよう、職員教育の検討・情報交換等を行います。
民間関係者の一層の資質向上	民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等の研修参加を促進し、一層の資質向上を図ります。
苦情処理・第三者評価の推進	現在サービスの利用における不満や苦情に対し、町及び各サービス事業者において苦情処理の体制はできていますが、よりよい体制を整備できるよう努めます。各サービス事業者が自らのサービスを定期的に評価し、また第三者が客観的に評価する第三者評価体制により、サービスの質の向上を図ります。

1 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 相談支援体制の構築
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障がい者等に対する支援
- 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、2020(平成32)年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> • 2020(平成32)年度末における地域生活に移行する者 • 2020(平成32)年度末の施設入所者数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> • 2020(平成32)年度中に一般就労に移行する者 • 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 • 就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援センターの設置 • 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 • 主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 • 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では2016(平成28)年度末の施設入所者数の2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、2016(平成28)年度末の施設入所者数の9%以上となっています。

目標	実績値 2016(平成28)年度	目標値
施設入所者	16人	15人
施設入所者の削減数		1人
施設入所から地域生活へ移行した人数		2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、2020(平成32)年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

目標	目標値
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域による協議の場の設置を検討する

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、2020（平成32）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

目標	目標値
地域生活支援拠点等を整備	基幹相談支援センターを核として面的整備の検討を行う

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、2016（平成28）年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、2016（平成28）年度末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

目標	実績値 2016（平成28）年度	目標値
福祉施設から一般就労への移行者	1人	2人
就労移行支援事業利用者数	1人	2人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	—	50%
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	—	2019（平成31）年度 100% 2020（平成32）年度 100%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020（平成32）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

目標	目標値
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに圏域1つ以上確保することを検討する
保育所等訪問支援の充実	構築済（継続）
主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに圏域1つ以上確保することを検討する
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに圏域での協議の場の設置を検討する

3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保策

(1) 訪問系サービス

【実績】

	単位	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
居宅介護	人分	10	9	7
	時間分	170	162	147
重度訪問介護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
同行援護	人分	1	1	1
	時間分	7	12	20
行動援護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
居宅介護	人分	9	9	9
	時間分	162	162	162
重度訪問介護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
同行援護	人分	1	1	1
	時間分	23	29	29
行動援護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

見込量確保のための方策

居宅介護は他と比較して利用実績が高く、ニーズも高いサービスであるため、サービス事業者と連携しつつ新たな事業者の利用促進を図ります。

重度訪問介護は対象者を現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人・精神障がいある人に拡大されているため、情報周知とサービスを必要とする人の把握に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
生活介護	人分	30	28	26
	人日分	540	532	520
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	2	2	1
	人日分	40	44	22
就労移行支援	人分	1	1	1
	人日分	17	17	2
就労継続支援（A型）	人分	9	12	14
	人日分	171	216	280
就労継続支援（B型）	人分	8	6	7
	人日分	120	84	98
療養介護	人分	1	1	2
短期入所（福祉型）	人分	6	6	7
	人日分	18	18	21
短期入所（医療型）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
生活介護	人分	30	30	30
	人日分	550	550	550
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	1	1	1
	人日分	22	22	22
就労移行支援	人分	1	1	1
	人日分	20	20	20
就労継続支援（A型）	人分	19	23	26
	人日分	380	460	520
就労継続支援（B型）	人分	8	8	8
	人日分	117	117	117
就労定着支援	人分	0	0	0
療養介護	人分	2	2	2
短期入所（福祉型）	人分	7	8	8
	人日分	23	27	27
短期入所（医療型）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

見込量確保のための方策

生活介護は、町内にある「ゆうゆう舎川辺」「つくしんぼ」の利用者が大部分を占めています。現在、事業所を新設する予定がないため、見込みは横ばいとなっています。

就労継続支援（A型）は近隣地域に事業所の新規開設が相次いでいるため、利用者の増加が見込まれます。

(3) 居住系サービス

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
共同生活援助	人分	3	3	3
施設入所支援	人分	18	17	16

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
自立生活援助	人分	0	0	0
共同生活援助	人分	3	3	2
施設入所支援	人分	16	16	15

見込量確保のための方策

障害者総合支援法の施行により共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が共同生活援助に一元化されたことも踏まえ、必要なサービス量を確保できるよう、広域的に連携し、提供体制の拡充を図ります。

施設入所支援については、地域移行への支援を行いつつ、施設入所が必要な人にサービスを提供できるような整備を図ります。

(4) 相談支援

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
計画相談支援	人分	8	8	9
地域移行支援	人分	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
自立生活援助	人分	10	10	10
共同生活援助	人分	0	0	0
施設入所支援	人分	0	0	0

見込量確保のための方策

利用者への情報提供とサービスを必要とする人の適切な把握に努めます。

また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた職員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会などへ積極的な参加促進を図ります。

4 地域生活支援事業の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

方 策

町や社会福祉協議会の広報誌等に障がいに関する情報を掲載し、周知します。また、障がいのある人が関わる団体や事業所と連携し、町内の企業や教育機関での障がいの理解を促進する事業の実施を検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

方 策

障がいのある人が活動するサロンや、スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進の支援を、情報や活動場所の提供等を通じて行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、権利擁護等の支援を行います。

また、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うことを検討します。

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
障害者相談支援事業	か所	7	7	7
地域自立支援協議会	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
障害者相談支援事業	か所	7	7	7
地域自立支援協議会	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	1	1	1

方 策

相談支援事業者との連携及び地域自立支援協議会の活性化により、地域の実情や障がいの特性に応じた相談支援体制を整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが効果的と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費のすべてまたは一部を補助します。

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

方 策

制度の利用を希望する人が円滑に利用できるよう、制度の周知を図るとともに、近隣市町村と連携して利用体制の整備を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

方 策

法人後見活動を実施できる団体等を把握し、研修や組織体制の構築、専門職による支援体制が可能となるよう、近隣市町村と検討します。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣により意思疎通の円滑化を図ります。

【実績】

	単位	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
コミュニケーション支援事業	人	7	13	13

【見込み量】

	単位	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
コミュニケーション支援事業	人	13	13	13

方 策

手話通訳者や要約筆記者を必要とする人が事業を適切に利用できるよう、人材の確保に努めるとともに、相談窓口や広報誌等で事業を周知します。

(7) 日常生活用具給付等事業

【実績】

	単位	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	1
自立生活支援用具	件	1	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0
排泄管理支援用具	件	216	191	200
住宅改修費	件	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	200	200	200
住宅改修費	件	1	1	1

方 策

障害者総合支援法の成立により難病患者等が日常生活用具給付等事業の支給対象となっているため、対象者を適切に把握し、障がいの特性に応じた利用を促進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行う手話奉仕員を養成するための研修を行います。

方 策

近隣市町村と連携し、手話奉仕員を養成するための研修を継続します。

(9) 移動支援事業

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
移動支援事業	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
移動支援事業	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

方 策

タクシー等の普及により平成2017(平成29)年度に一旦休止となりました。今後は、社会環境の変化により、必要に応じ事業の再開を行ってまいります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う基礎的事業及び専門職員の配置や医療・福祉分野との連携、地域ボランティアの育成等を行う機能強化事業によって、地域活動支援センターの充実・強化を図ります。

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
地域包括支援センター事業	か所	3	3	3
	人／月	29	32	30

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
地域包括支援センター事業	か所	3	3	3
	人／月	30	30	30

方 策

「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」の各事業所に地域活動支援センター事業の委託を継続し、事業内容を実施します。

(11) 訪問入浴サービス事業

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
訪問入浴サービス	人／月	1	1	1
	日／月	7	4	8

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
訪問入浴サービス	人／月	1	1	1
	日／月	10	10	10

方 策

身体障がいのある人が身体の清潔を保持することで心身の健康を維持できるよう、事業を周知し、利用を促進します。

(12) 日中一時支援事業

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
日中一時支援事業	人／月	9	10	9
	日／月	103	99	90

【見込み量】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
日中一時支援事業	人／月	10	10	10
	日／月	100	100	100

方 策

特別支援学校の生徒等、利用者の様々なニーズに合わせた日中一時支援の実施ができるよう、事業者との連携を進めていきます。

5 障がい児福祉サービス等の見込量と方策

【実績】

	単位	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
児童発達支援	人分	2	3	3
	人日分	10	18	24
医療型児童発達支援	人分	1	1	0
	人日分	8	1	0
放課後等デイサービス	人分	6	8	12
	人日分	30	56	108
保育所等訪問支援	人分	1	1	1
	人日分	1	1	1
障害児相談支援	人分	2	2	3

【見込み】

	単位	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
児童発達支援	人分	3	3	3
	人日分	24	27	27
医療型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	8	8	8
放課後等デイサービス	人分	15	16	17
	人日分	135	144	153
保育所等訪問支援	人分	1	1	1
	人日分	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
障害児相談支援	人分	4	5	6

見込量確保のための方策

児童福祉法の改正によりサービス利用量が増加していることを踏まえ、各サービス提供事業所をはじめ、教育機関や子育てに関わる機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもの早期発見と、その後の速やかな療育につなげられるようサービスを提供します。

6 子ども・子育て支援

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備していきます。

(2) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用量の見込と提供体制

障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『子ども・子育て支援事業計画』において、2019（平成31）年度末までの、障がい児も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、『子ども・子育て支援事業計画』との連携を図りながら進めていきます。

【見込み】

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
認定こども園	【3歳以上】 9人 【1・2歳】 1人 【0歳】 0人	【3歳以上】 10人 【1・2歳】 1人 【0歳】 0人	【3歳以上】 11人 【1・2歳】 1人 【0歳】 0人
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	【低学年】 0人 【高学年】 0人	【低学年】 0人 【高学年】 0人	【低学年】 0人 【高学年】 0人

1 関係機関との連携

(1) 広域的連携の推進

施設整備等、本町のみでの取り組みでは解決できない課題、あるいは広域で取り組む方が効率的なものについて、県や近隣市町村との連携を図りながら、広域的な取り組みを推進します。

(2) 関係各課との連携

障がい者福祉は、障がいのある児童の支援から災害時要援護者の支援まで多岐にわたっているため、庁内関係各課との連携を強化し、総合的な障がい者施策を推進できるよう図ります。

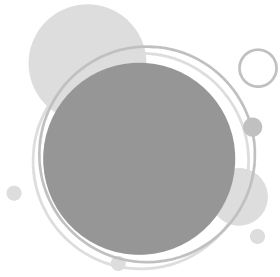
(3) 住民との協働

住民一人ひとりの参加と各種団体、機関等の協力が不可欠であるため、住民参加に向けた情報提供や情報公開を積極的に行い、広報・啓発を推進します。

2 目標値の確認と進捗管理

障害者総合支援法では、計画推進にあたってPDCAサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。

地域自立支援協議会等で成果目標等の進捗状況を確認し、目標数値の達成度への評価や達成していない場合の背景等の検証を行ったうえで、必要な対策や改善を実行します。



参考資料

1 川辺町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

主な役職	氏 名
川辺町議会議長	平岡 正男
川辺町社会福祉協議会 会長 歯科医師	加藤 賢
川辺町民生児童委員協議会 会長	横田 俊光
地域生活支援センターひびき 所長 岐阜県障害福祉アドバイザー	臼井 潤一郎
岐阜県身体障害者福祉協会 川辺分会長 川辺町身体障害者相談員	石井 郁夫
じょう保会指定計画相談事業所 川辺町知的障害者相談員	可児 要
つくしんぼ 所長	中島 和美
ゆうゆう舎川辺 所長	三宅 広章

2 用語説明

あ行

一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

応能負担

サービスを利用する者が、負担能力に応じてそのサービスに係る費用の一部または全部を負担すること。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。

コミュニケーション

言葉や文字などの手段により視覚・聴覚に訴えて、意思・感情・思考を伝達し合うこと。

さ行

支援費制度

「措置制度」を改め、障がい者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。平成 15 年度から平成 17 年度まで実施。

障害者基本法

障がい者（定義：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度。

措置制度

行政の職権による処分によって、必要なサービスなどを受けることのできる仕組み。措置制度においては、市民がどのようなサービスを受けられるのかなどについては行政が決定してきた。平成 14 年度まで実施。

た行

地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務とする。

な行

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な概念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障がい者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的（文化・情報）・制度的・心理的（意識）なすべての障壁の除去という意味がある。

PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味あいがある。

や行

ユニバーサルデザイン

「文化・言語・国籍の違い・性別年齢の差異・障がい・能力の有無にかかわらず、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）である」と言われる、バリアフリーを一步進めた考え方。アメリカのノースキャロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱された。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。医学的（急性期・回復期・維持期）リハビリテーションにとどまらず、教育的、職業的、社会的、地域リハビリテーションの体系全てをいう。